

令和8年7月29日

大阪市生野区役所総務課 会計年度任用職員（経済センサス - 活動調査事務補助）募集要項

- 1 業務内容 調査票の検査、調査関係書類・用品の整理・仕分け・確認作業、書類整理や書類の編綴・複写・簿冊の作成、PC エクセル等への入力作業
- 2 募集人数 [A・B] 各1名
- 3 任用期間 [A] 令和8年8月24日（月曜日）から令和8年9月30日（水曜日）
[B] 令和8年9月1日（火曜日）から令和8年10月16日（金曜日）
- 4 勤務時間 [A] 午前9時00分から午後5時15分（休憩：勤務時間中に45分）
[B] 午前9時00分から午後3時45分（休憩：勤務時間中に45分）
- 5 休 日 [A] 原則 週3日以上（※曜日は応相談）
[B] 原則 週2日以上
- 6 勤務場所 大阪市生野区役所
- 7 報 酬 等 [A] 月額10,498円
[B] 月額 8,398円
※上記の他に、通勤手当等が支給されます。
※上記報酬は募集時点のもthingですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。
※月末締めとなっており、翌月17日に口座振込にて支給されます。
(本市職員に準ずる)
- 8 加入保険 [A・B] 雇用保険
- 9 応募資格
書類点検・資料整理など一般的な事務作業のできる方。年齢、学歴は問いません。(ただし高校生以下不可) また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

10 応募方法

(1) 提出書類等

[A・B]

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書（生野区役所総務課 経済センサス - 活動調査事務補助） 1通

・必要事項を記入し、申込前6ヵ月以内に撮影の写真（上半身、正面、脱帽、縦4cm×横3cm）を貼付してください。

・採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

イ 申し立て書 1通

・必要事項を記入してください。

・申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※「会計年度任用職員採用申込書」及び「申し立て書」は、当区ホームページからダウンロードできます。また、大阪市生野区役所総務課（生野区役所4階46番窓口）においても配布します。

ウ 採用結果通知書送付用定形封筒（長形３号） １通

「採用結果通知」を送付しますので、送付を希望する宛先を記載のうえ、１１０円切手を貼付してください。

(２) 提出方法および受付期間

ア 持込の場合

１. 提出先：当区総務課（統計）（生野区役所４階４６番）

受付期間：令和８年７月２９日（水曜日）から令和８年８月１３日（木曜日）

午前９時００分から午後５時３０分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）

イ 送付の場合

１. 送付先：〒５４４－８５０１ 大阪市生野区勝山南３丁目１番１９号

大阪市生野区役所総務課 統計担当 宛

２. 受付期間：令和８年８月１３日（木曜日）までに**必着**

※送付の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申込みください。なお、簡易書留以外の方法により送付された場合については、事故等で不着の場合であっても、特別な措置は行いません。また送付料金不足の場合は受け付けません。

11 選考方法

方法：口述試験

日時：

〔Ａ・Ｂ〕 令和８年８月１７日（月曜日）または令和８年８月１８日（火曜日）のうち指定する時間

場所：生野区役所

※詳細な日時・場所は、電話にてご連絡いたします。（「受験案内」は送付しません。）

12 結果通知

採用結果については、可否に関わらず選考後速やかに口述試験を受けられた方全員に通知します。

13 その他

１. この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。
２. 可否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
３. 選考に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
４. 選考当日、集合時間から１５分以上遅刻した場合は、選考（口述試験）を実施しません。
５. 選考合格者について、後日応募資格がないこと、選考に際し提出した書面の記載内容及び口述内容に偽りがあった場合は、採用を取り消すことがあります。

◇問い合わせ・申し込み先◇

〒５４４－８５０１ 大阪市生野区勝山南３－１－１９

生野区役所総務課（統計）（担当：白石、吉永）

TEL：０６－６７１５－９６２５

FAX：０６－６７１７－１１６０

＜参考＞地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者